

第5回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

1 日時 : 令和元年12月17日(火) 13:15~14:00

2 場所 : 北九州市役所本庁舎5階特別会議室A

3 出席者: 委員7名、市側5名 計12名

〔委員〕 安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス 代表取締役
中村 啓子 北九州市婦人団体協議会 理事
宮地 久男 北九州市自治会総連合会 会長
森 裕亮 北九州市立大学法学部 准教授
森川 妙 北九州ESD協議会 コーディネーター
八幡 圭治 公募委員
湯浅 壘道 情報セキュリティ大学院大学 学長補佐

〔事務局〕 小林 一彦 総務局長
山本 浩二 総務局総務部長
井上 美紀 総務局総務課長
増田 真二 総務局総務課総務担当係長
川原 記和 総務局総務課主査

4 傍聴者: 無

5 議事: (1) 答申案について
(2) その他

6 議事内容

総務課長

それでは、ただいまから、第5回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会を開催いたします。

本日、倉地委員は、急病のため欠席となりました。7名の委員にご出席いただいております。会議は有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、ここからの進行は、湯浅委員長にお願いいたします。

湯浅委員長

暮れのお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、最終の委員会になりますので、委員会として答申を決定する必要があります。

前回、答申案の骨子をお示ししておりましたが、それにこれまでに皆様からいただきましたご意見を踏まえて、私と副委員長と事務局で答申案を取りまとめました。

早速ですが、事務局から答申案の説明をお願いします。

総務課長

それでは、ご説明をさせていただきます。

まず、資料2「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 答申案の概要」をご覧ください。

前回の委員会で答申案の骨子をお示ししましたが、基本的な構成は変わっておりません。

それでは、答申案の本文につきまして、資料3「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」答申案を用いましてご説明をさせていただきます。

「はじめに」は、当委員会の設置の趣旨等についての記載です。

委員会は条例の規定に基づき設置され、平成26年度に答申を取りまとめた。

今回さらに5年経過するため、令和元年5月13日に北橋健治北九州市長より意見を求められた。

また、委員会は学識経験者、公募委員のほか8名により構成され、令和元年5月以降、計5回会議を開催し、条例制定時の議論や経緯、条例に込められた思いも踏まえ、条例に基づく市の取り組みが、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについて、活発かつ慎重に審議し、答申を取りまとめたとしております。

「1 評価方法等」について、当委員会が行った条例に基づく市政運営の評価方法についての記載です。

評価にあたっては、条例の規定に基づく市の取り組み全般について、それが条例の趣旨に沿って行われているかどうかを事業等の実績や成果などから検証し、課題がある場合は見直しの方向性を示すこととした。

特に、市民自治の推進において、核となる「情報共有」、「市民参画」、「コミュニティ」について集中的に審議した。

また、市が行っている様々な取り組みを市民がどのように受け止めているのか、市民の主体的な行動に結びついているかということも評価の観点として考慮する必要があるため、市民意識調査等の結果も踏まえた上で、評価を行ったとしております。

「2 審議経過」は本委員会における審議の経過です。

「3 条例の規定に基づく市の取り組み等について」は、主に第2回、第3回の委員会でご説明させていただいた、条例の規定に基づく市の様々な取り組み及び関連する市民意識調査の結果について、その概要をまとめたものです。

(1) 総論については、条例の趣旨を踏まえ、まちづくりを進めていくためには市民や市職員が条例に対する理解を深めることが重要であるため、市は条例施行後、広報に務めており、前回答申の方向性も踏まえながらパンフレットの改定や市民向けフォーラムの開催、若い世代への取り組みとして、中学校3年生向けの副読本のリニューアル、市職員に対しては、計画的な研修の実施等、条例に対する理解を深める取り組みに務めている。

市民意識調査によれば、条例の認知度は約3割となっているとしております。

(2) 情報共有については、市民が市政に対して問題意識を持ち、意見や提案を行うためには、市と市民が市政に関する情報を共有することは不可欠であるため、市は様々な媒体や方法で情報提供を行っており、市民意識調査によれば、市の情報発信の方法については、「より分かりやすく、情報を整理して発信してほしい」、「情報を入手しやすいように、色々な媒体・場所で発信してほしい」が多く、約4割となっているとしております。

(3) 市民参画については、社会経済情勢が急速に変化する中、これまで以上に市政に対する市民の意見や提案を、きめ細かく把握し、適切に市政に反映させていく必要があるため、市は、市民に対して様々な市民参画の制度を準備し、意見等を聞いているが、市民意識調査によれば、約7割の市民が市政に関心を持っている一方、4年前と比較し関心がない市民もやや増えているとしております。

(4) コミュニティについて、条例では市民の主体的なコミュニティ活動への参加を通じて、市民が共に暮らす地域社会の維持形成に務めることとされている。

また、市は、コミュニティの自主性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がそれぞれの地域の特性に応じて、効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援することとしていることから、市は、市民の主体的な行動やコミュニティの活性化に繋がる様々な支援を行っている。

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約9割となっているが、実際に地域活動の経験がある人の割合は約半数程度となっている。

また、地域活動に参加しない理由としては、「地域団体や活動に関する情報が不足している」との理由が約4割弱と一番多くなっている。

また、これからの地域活動を支える大切な団体については、「自治会・町内会」との回答がもっとも多く、実際に「加入している」と回答した人の割合は71.4%となっている。

自治会・町内会に「加入していない」と回答した人の理由は、「加入を勧められたことがない」、「加入しなくても日常生活に支障がない」、「マンションなど集合住宅そのものが加入していない」との回答順としております。

(5) その他市政運営では、「計画的な行政運営（第15条）」、「法務（第16条）」、「財政運営（第17条）」、「行政評価（第18条）」、「国、他の地方公共団体等との関係（第28条）」についてです。

特に、近年の動きとして、釜石市をはじめとする被災地支援や、環境や上下水道分野における国際協力、国際ビジネスについて記載しております。

以上が条例の規定に基づく市の取り組み等についての説明でございます。

「4 評価等について」この部分は、この委員会として意見を示す答申の柱となる部分です。

まず(1) 時代の変化に対応した新たな取り組みについては、条例施行後10年が経過しようとしていますが、社会経済状況等の様々な変化により、当初は想定していなかった

新たな課題等も見受けられ、その中から以下2点について評価・検討を行っております。

まず1つ目、ア「SDGs」について、市がOECDよりSDGs推進に向けた世界のモデル都市にアジアで初めて選定され、国からもSDGs未来都市に選定されるなど、国内外で本市は大変評価されており、洋上風力やロボットをはじめ、現状の市の取り組みにふれ、都市ブランドの向上を目指すこととしております。

また、市民による「子ども食堂」や魚町銀天街での先進的な取り組みもある一方、市民意識調査によれば、SDGsの認知度はまだ2割強であり、市も学校教育をはじめ様々な場で普及啓発に努めており、今後は、小中高校生より上の世代である大学生などへの広報も求められるとしております。

今後も行政として、引き続き支援を行う必要がある一方、市民から当事者意識を奪うことがないように、支援のあり方にも工夫が求められます。

また行政、市民の動きに加え、企業の取り組みは大変重要であり、今後も情報発信の内容を検討しながら、企業を巻き込んでいくことが必要としております。

見直しの方向性として1点目は、行政主導ではなく市民や企業が自ら身近に取り組みを進めるような仕掛けづくり、2点目は、企業がメリットを感じ参加が進む情報発信の工夫を挙げております。

イ「魅力発信・都市ブランドの向上」については、市の地方創生に関する積極的な姿勢は評価するものの、全体的なブランディングとしては、もう一工夫が必要である。

北九州市にはどんな魅力があり、どう発信していくかについて、改めて検討する必要があるとしております。

見直しの方向性としては、地域の魅力を効果的に伝える戦略的広報の推進、都市ブランド確立に向けた取り組みの強化、2点を挙げております。

続いて、(2)情報共有・市民参画のア「広報事業」については、市民意識調査の結果にあるよう、市政だよりは、市と市民を繋ぐ重要なツールとして、今後も継続してもらいたい。他方、情報化・IT化は進展しており、SNSの活用も進んでいる、市も様々な取り組みを行っているが、課題は若い世代にどのように市の情報を伝えていくか、また、北九州市に興味を持っていない方に対しても、いわゆるプッシュ型の方策を検討するべきであるとしております。

次のページ、見直しの方向性としまして、情報化・IT化等、時代の変化に対応した情報発信方法の実現、各種情報発信ツールの特徴を活かした訴求力のある広報を挙げております。

続いて、イ「広聴事業」について、市民意識調査によると、市政に関心がない方がやや増加しており、10代20代だけではなく30代の関心が低いことが課題である。

特に若い世代の関心を、いかに高めていくかが、検討が必要である。

また、情報化・IT化が進む中、様々なICTの活用を進めていくべきであるとしております。

見直しの方向性としては2点、若い世代の市民参画推進、情報共有・発信手段としてのAI技術の活用を挙げております。

続いて、(3) コミュニティ、ア「多文化共生」については、外国人市民は、多様性に配慮しながらも、本市で生活する以上、日本における生活上のルールを理解し守ってもらうことが必要である。外国人向け情報発信を適切に行う必要がある、こうした点で地域コミュニティの役割は大変重要であるとしております。

見直しの方向性としては、外国人市民への生活ルール等情報発信の強化、地域コミュニティへの外国人市民参画促進、以上2点を挙げております。

続いて、イ「地域コミュニティ・NPO」については、市は市民の主体的まちづくり活動への参加や、活動主体である地域のコミュニティやNPOの活性化を促進するため、様々な支援を行っているが、「活動の担い手の高齢化・固定化、後継者不足」など、課題は多く委員会においても、このテーマに対して多くの意見が出された。

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と考える市民は約9割に上がる一方、実際に地域活動に経験のある人の割合は、約半数程度となっている。

また、東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害の発生を契機に、地域におけるコミュニティの重要性の認識が高まる中、市民のまちづくりへの参加意欲を具体的な行動に繋げ、地域コミュニティの活動を活性化させていく必要があるとしております。

その上で次のページ、見直しの方向性として、以下4点を挙げさせていただいております。

1点目、まちづくりを担う人材の育成です。自治会・町内会については、様々な課題を抱えており人材育成が急務となっている、市も様々な形で、住民主体の地域づくり促進に努めているが、特に若い世代に対して、ボランティア精神を醸成する取り組みを進めるなど、人材育成に努める必要がある。

また、「NPO等についても高齢化が進み、新しい人材が出てきていないのではないか」との意見があり、自治基本条例の理念の1つである、協働の考えに基づき共に連携しながら取り組んでいく必要があるとしております。

2点目は、社会情勢の変化にあわせたまちづくり団体等見直し促進の支援です。「地域における組織が分かりづらく、よりシンプルな形にできないか」という意見があり、社会情勢の変化にあわせた体制変革の支援も含め、今後市として検討していく必要があるとしております。

3点目は地域コミュニティにおける防災対策の推進です。こちらのほうが、「自然災害への対応を契機として、地域に関わる意識が高まった」との意見があり、市としても、地域コミュニティの活性化という観点からも、今後も継続して防災対策の推進に努めていく必要があるとしております。

4点目、今後10年先を見据えた、地域と連携したコミュニティ活性化に向けた取り組みの強化です。地域において、役員の高齢化や担い手不足などが進んでおり、この先10

年もしないうちに、自治会・町内会を基礎とする地域コミュニティを取り巻く環境も大きく変化すると予想されるため、こうした社会情勢の動きを踏まえた対応が求められる。

自治会加入率促進のためには、それぞれの状況にあわせた勧誘が有効である。また、地域団体の活動や各種制度を PR する際、専門家団体の社会貢献活動と連携するなど、新たな取り組みを検討するとともに、透明性を高める取り組みも求められている。

今後、コミュニティの活性化を図るため、市は、地域コミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、長期的な視点で地域と連携して取り組んでいく必要があるとしております。

見直しの方向性としては、繰り返しになりますが、4点、「まちづくりを担う人材の育成」「社会情勢の変化にあわせたまちづくり団体等見直し促進の支援」「地域コミュニティにおける防災対策の推進」「今後10年先を見据えた、地域と連携したコミュニティ活性化に向けた取り組みの強化」を挙げております。

「5 条例の見直しについて」は、先ほど「4 評価等について」と同様、答申の柱となるところで、条例の見直しに対する委員会としての見解を示す部分です。前回、第4回の委員会でご議論いただいた内容を踏まえ記載をしております。

趣旨としては、条例制定以降、条例の認知度に大きな変化はないが、この10年で市民自治の重要性の認識は深まったと感じており、条例は一定の役割を果たしてきたのではないかと考える。この間の市の積極的な取り組みについては、一定の評価をしたい。

条例の改正については、その理念を修正しなければ、個々の課題の改善が困難な場合に行うべきであり、現時点においては、改正の必要は特に認められないと考える。

なお、議論の過程において、「市民」のあるべき姿についても意見が出された。

条例では、「市民がコミュニティの活動に自由に参加できる」こと、「地域社会の維持及び形成に努める」ことが定められており、今後は、権利と責務のバランスの観点も念頭に置きながら、個別の施策を推進していただきたいとしております。

SDGs の達成に向けた取り組みの推進と市民を広く定義している本条例の特徴を踏まえ、地域課題の解決には広く本市に関わる人々を巻き込んでいく必要があることに触れ、最後に市民に対するメッセージとして、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」という、本市の自治の基本理念を理解し行動に繋げていくことを期待したい、とまとめしております。以上が、「5 条例の見直しについて」のご説明です。

これ以降は、資料として、本委員会の名簿と自治基本条例の全文を掲載しております。

以上で答申の案の説明を終わらせていただきます。

湯浅委員長

それでは、ただいまの説明を踏まえて、審議に入りたいと思います。どうしても変えてほしいというご意見がなければ、説明のあった答申案を本委員会に答申としてこの場で決定をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員

本当に気になったのが、18ページの最後に「10年先を見据えた」ってありますよね。世の中はすごく目まぐるしく変わっていて、3年先も分からないような感じになってきているから、10年ではなく5年じゃないかなと思いました。

総務担当係長

ここで10年と挙げさせていただいたのは、まず自治基本条例ができてから10年が経過したということで、これまでの10年、今後の10年という意味があります。また、答申の中で、早急に改善を求めたいという文言も追加して入れまして、市当局に対しまして、非常に強く危機感を持って欲しいという書きぶりを加えております。

湯浅委員長

以前、委員から自治会や町内会は、仕組みがすごく複雑で外からも見えにくいし、地域によっては役員を出すのが大変になってきているというご指摘がありました。当初、地域振興課から出てきた文書だと、「市としてどういう支援ができるか考える」という表現になっており、それではとても間に合わないの、私のほうで「早急に」という文言を入れさせていただいております。本当にすぐ組織のスリム化や役員が負担にならないようにするため、市がイニシアティブを取らないといけない。自治会や町内会は、今までの経緯があるので、自分たちで変えていってくださいというのは厳しいと思います。

委員

世の中を見ていると、変化がとても速いんです。もっとスピードを上げながら戦略を練っていかないといけないと非常に感じるんですよね。世の中が目まぐるしく変わっているのが現実だということです。

私、政令都市の北九州市をすごく誇りに思っているの、それが無惨にも消えつつあるということ自体が歯痒いんです。政令都市という名前だけでなく、政令都市としての中身で戦っていけるのかという時に、もっとスピードを上げていかなければならないと思ったりするんですね。

湯浅委員長

もっとスピード感を持ってほしいというところを、市長にもしっかりと伝えたいと思います。委員の「もっとスピード感を」というのは、このあと市長に申し上げることにさせていただきまして、答申案としましては、本委員会の答申として、これで決定をさせていただきます。

今日は最終回でございますので、最後に委員会を振り返って感想など、お一人ずつご発言をいただければと思います。

今日は、委員からお願いします。

委員

割と自分勝手な意見を発言させていただいたなと思っております。私自身、北九州市のやっている活動をはじめ、知らないことも多々あり、勉強になったなという点もありまして、今後に活かしていけたらなと思います。ありがとうございました。

委員

今回、私も勉強をすることがたくさんあって、いい機会をいただいたと思っています。まちづくりがどういうふうに行われているのか自分の中で興味があったんですけども、今回参加してみて、課題をみつけて、そこに対してどうしたらいいのかっていう話合いが中心だったなと思います。

私が今やっていることは、すごく通じるものがあるんですけども、時代的には本当に変革が必要で、トランスフォーメーションをしていかないといけない時代だなと思いました。何か逆にこういう未来になりたいという、ちょっと叶いそうにないけれども、「自治会はこうあるべきだ」というものを打ち出して、そこからバックキャストして何か考えていく方法もこれからの時代には必要だなと思いました。このやり方が悪いと言っている訳ではないのですが、もう少し何か違ったアプローチの仕方も、今後は必要ではないかなと感じました。皆さん長い間、ありがとうございました。

委員

私も自治会との関わりが長いんですけども、こういった自治基本条例というものに触れるっていうのは、今までなかったですね。

ただ答申の中でポイントとして挙げられている項目というのは、地域で自分たちが今やっている部分と、ちゃんとフィットしているものが多くあるので、これからは、今回の会議の内容を含め方針を打つという、自分たちだけで考えるっていう部分も必要だと思いました。市とリンクできるような地域の形を作ったり、地域から情報を発信していくことに特化しながら、今後の活動を続けていきたいなと思っています。

委員

私も、こういう機会は初めていただきましたけれども、この5回の委員会の中でいろんなことを考えさせていただきました。私は婦人会ですけども、婦人会自体が、本当に急がないと壊れちゃうんですよ、なくなってしまいそうで、それがものすごく危機感として感じました。

また、いろんな問題に対して、市の方と色々な答弁等させていただいて、ずいぶん勉強されているんだなというのをすごく深く感じました。

これまで、いろいろな課題が漠然とあって、何か急がないといけないと思いつつ、はっきり分からないものがあったんですよ。それが、今回の委員会に参加して、いろんな意見を聞いて、少し道が見えてきたような気がします。そういう点、すごく勉強になりました。ありがとうございました。

委員

私はこの町が、本当に大好きなんです。私の性格上、負けることが大嫌いなんです。他都市に負けるのは、本当にプライドが許さないくらいです。

いつの間にか下関に住んでいる人は、小倉を通り越して、みんな福岡市に行ってしまう。こういう現状も市民として考えないといけないと思うと、またメラメラと燃えてしまうんですけども、いずれにしてもみんなで支え合わないといけない社会づくりというのは非常に大事なことで、いろんなところで皆さんが健全な発言、健全な活動ができるようなシステムづくりも必要だろうと思っています。こういう会議を通して、意見を吸い上げていただくことは、とても嬉しいと思っています。

ぜひ皆さん、もっと北九州を好きになっていただきたいのと、「もう菌痒い」と思うくらい好きになっていただきたい、そうすると見えてくるものがあるんですよ。あれがまずいな、これがまずいなって言うようなことが。そういう感性も持ちながら、みんなでいい街にしていきましょう。

森副委員長

実は、10ページに心残りの部分があります。湯浅委員長と一緒に、見直しをさせていただいた時に、10ページの28条「他の地方公共団体との関係」という条文があって、委員会で議論ができていなかったところですけども。私が自治体間連携を研究しているので、28条を見た時に、「ここは、北九州市ってすごいことやっているのに」と思ったんです。釜石への支援、あとアジアへの支援とかもしているのに、職員の能力という存在なくしてできていないんですよ。

これを、もっと押し出したいな、こういういいところがあるんだというのを答申にもっと盛り込みたかったですね。

委員

もう1つ気が付いたんですけども、都会の田舎暮らしで北九州市が1番になって、職員は喜んでいるけれど、どこが田舎暮らしなのかと思うと、私は腹が立つんです。

都会の郊外暮らしなら、まだいいけれども、都会の田舎暮らしで1番になって喜ぶこと自体が、本当にナンセンスだなと思います。

北九州市は田舎ではないけれども、大都会でもないってところがちょうどいいんですよ。若松に行っても、住宅がありますし、田んぼもあるけれど、そういう表現の仕方

ってというのが、職員も遠慮しているのかなと思って、もったいないなと思います。

先日、移住コーディネーターの方の話を聞いたら、今回23組の人が移住してきたという事です。その中に外国人の方もいらっしゃいます。すごい宣伝になると思いませんか。

多分、市が関与していると思うので、もっと上手に宣伝をしたらいいなと思っています。

湯浅委員長

最後に私から、一言ご挨拶を申し上げます。本当にお忙しい中お集まりいただき、色々熱心にご議論いただき、ご意見いただいたことを改めまして感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

振り返ると、自治基本条例検討委員会が発足して、1回目の見直し検討会があり、今回が2回目の見直し検討会でした。

それから今、森副委員長、委員からもお話もありました、スピード感ということについて言うと、こんなに北九州市が変わるとは思わなかったです。本当に驚いております。

新日本製鉄の名前も変わり、八幡製鉄所という名前がついに消えて、九州製鉄所という名前になるということで、何か本当に変わりつつあると思います。

その中で、大事なものは、委員もおっしゃったように、みんなここが好き、北九州市が好きというような、そういうまちづくりが進むことが1番大事だと思います。もっともっと皆さんが、ここがやっぱりいいという街になっていくといいなと思っています。

それと同時に、課題がいっぱいあるということも委員の皆様から出していただきました。そういう課題も、スピーディーに取り組んでいただくことを期待しています。それが、この評価検討委員会の大きな役割だと思っています。どうも皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行はお返しします。

総務課長

それでは、今後のスケジュールにつきまして、改めましてご説明いたします。

本日、ご承認いただきました答申につきましては、このあと、湯浅委員長より市長に対して手交をお願いしております。

また答申をいただいた後の市の対応でございます。

いただいた答申は、特に見直しの方向性を踏まえ、今後の市として取り組みを検討していくこととなります。

具体的には、来年度の予算、その編成や制度の見直しなどを進めていく中で、答申でいただいたご意見をできるかぎり反映させていきたいと考えております。

それでは最後に、市を代表しまして総務局長の小林よりご挨拶を申し上げます。

総務局長

一言ご挨拶を申し上げます。

第1回が5月13日ということで、約7ヶ月に渡ってですね、湯淺委員長をはじめ委員の皆さんには、熱心にご議論いただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

この委員会は、本市のまちづくりの基本ルールであります、自治基本条例に基づいた市政運営がなされているかどうかということについて、多岐にわたる観点からご議論をいただきました。

今思いますと、条例ができて早いもので10年ということで、先ほどもお話がありました。10年過ぎますが、次の10年という、先ほどありましたけれども、さすがに10年待てないだろうという意見も心に止めながら、今後やっていかないといけないのだなと思っております。

しかし、この10年の間に、東日本大震災、コミュニティ、市政のあり方そのものに影響を与えるような出来事がたくさんあったと思っております。

さらには、北九州市は、昨年SDGsの未来都市に選定されまして、市民自治の推進に努めながら答申にもゴールを入れていますが、ゴールの11「住み続けるまちづくりを」ですとか、ゴールの17「パートナーシップで目標を達成しよう」などですね、総合的に推進しているところでございます。

答申の中で述べられておりました、この10年で市民自治の重要性への認識は深まったということについては、まさにそのとおりだろうと私も共感するところでございます。本市といたしましては、答申の内容を真摯に受け止めて、市民自治の確立に向けた取り組みを着実に進めて参ります。

委員の皆様におかれましては、今後も引き続き市政運営に対しまして、ご協力をお願いできればと思います。時には、辛口のご意見で結構ですので、いつでもご意見を寄せていただければ、事務局がしっかりと受け止めて参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

結びになりますが、今年は少し暖冬だと言われております。しかしまだまだ、寒い日が続くのではないかと思います。健康にはご留意されまして、ますますのご発展、ご活躍を祈念いたしまして、簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

総務課長

それでは、以上をもちまして、第5回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。